

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	資金の流れ、費目等特に問題なし	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	ITLOSにおいては、平成24年度中、「ルイザ号」事件本案の口頭弁論が行われ、「リベルタッド号」事件暫定措置命令が発出された他、新たに勧告的意見の要請がされるなど、活発な活動があり、海洋における紛争の平和的解決と、海洋における法秩序の維持・発展のための着実な活動を行っている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	海洋国家である我が国は、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが我が国の国益に直結すると考えており、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法的秩序の維持と発展のために国際海洋法裁判所（ITLOS）が果たす役割を極めて重視している。 2007年8月以降、ITLOSに対する事案の付託は途絶えていたものの、2009年末から今日までに、「バングラデシュ・ミャンマー間海洋境界画定に関する紛争」事件（事案番号16）、「ルイザ号」事件（事案番号18）、「ヴァージニアG号」事件（事案番号19）及び「リベルタッド号」事件（事案番号20）が相次いで付託され、また「深海底における探査活動を行う個人及び団体を保証する国家の責任及び義務に関する勧告的意見」（事案番号17）要請に加えて準地域漁業委員会からも勧告的意見が要請される（事案番号21）など、国際社会によって、同裁判所の役割が認識されてきていると考えている。同委員会は、事案が付託された場合には、既に予定していた会議と連続して事案の審理を実施する等の工夫を施して予算増を抑え、また職員を増員せずに事案に対応してきていることは、評価に値する。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年	20	平成24年	48